

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

公立・公的医療機関等に対する
支援と医師の地域偏在是正による
地域医療を「守る」ための強力な
施策の実施を求める緊急提言

令和6年11月19日

地域医療を担う医師の確保を目指す
知事の会

青森県知事	宮下 宗一郎
岩手県知事	達 増 拓 也
秋田県知事	佐 竹 敬 久
山形県知事	吉村 美栄子
福島県知事	内 堀 雅 雄
茨城県知事	大井川 和彦
栃木県知事	福 田 富 一
群馬県知事	山 本 一 太
新潟県知事	花 角 英 世
長野県知事	阿 部 守 一
静岡県知事	鈴 木 康 友
宮崎県知事	河 野 俊 嗣

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、地域においては、誰もが必要な医療を受けられる体制が求められているが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にある。

こうした中、国は、経済財政運営と改革の基本方針2024において、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、総合的な対策のパッケージを2024年末までに策定することとし、8月末には骨子案が示されたところである。

また、医師少数県等において、公立・公的医療機関等は、離島を含むへき地医療を支えるとともに、臨床研修医の積極的な受入れや専門プログラムの提供による次代を担う医師の育成の役割を担っているところであるが、医師の地域偏在による医師不足などを要因として収入の確保が困難な状況にあることに加え、今般の物価高騰による経費の増加や人件費の上昇などにより、極めて厳しい経営環境に置かれ、存続すら危うい状況にある。

こうした状況を踏まえ、「地域医療を担う医師の確保を目指す知事の会」として、石破内閣において、前内閣の医師偏在是正の方針をしっかりと引き継ぎ真に実効性のある対策を推進するとともに、地域の公立・公的医療機関等の経営改善を後押しする強力な施策の実施により、地域の医療を「守る」ことを求め、以下の事項について提言する。

1 地域医療を支える公立・公的医療機関等への経営継続支援について

- 地域医療の重要な支えとなっている公立・公的医療機関等については、医師の地域偏在による医師不足などを要因として、収入の確保が困難な状況にあることに加え、今般の物価高騰による経費や材料費などの高騰で、病院運営は非常に厳しい状況に置かれている。

加えて、人事院勧告は高い上昇率で勧告されており、人事院勧告どおりに給与改定を実施した場合の給与費の増分は、診療報酬体系で賄える状況にない。

まさに喫緊の課題となっており、地域医療を守るため、緊急的な財政支援を講じること。

- 中山間地や離島を含む条件不利地域等において住民の生命を守るための重要な役割を果たしている公立・公的医療機関の使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の強化や医療体制の整備について、特に、他の医療機関による代替が困難であるなどの地理的特性を踏まえた診療報酬上の評価や、不採算地区中核病院等への交付税措置の基準額引き上げなど、地方の実態を踏まえた対応を強化すること。

- 公立病院については、コロナ禍で中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたところであり、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含む全ての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出

金に対する地方財政措置を更に拡充すること。

また、適切に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りの円滑化のための企業債を創設するとともに、地方団体の長期の貸付けについて地方財政措置を講じること。

2 真に実効性のある医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージの実施について

○ 医師の養成・確保については、国の制度によるところが大きく、都道府県間の偏在是正など国としての取組が必要な課題も大きいことから、国が主体的に医師偏在是正に実効性ある対策を講じること。

○ 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関について、医師少数区域等での勤務経験を後押しするため、地域医療支援病院に限らず全ての病院に拡大することを検討すること。

また、医師少数県等では、地域枠の拡大に伴い、今後、臨床研修・専門研修の指導医確保が必要となることから、国主導で医師少数県等に指導医を派遣する制度を検討するとともに、医師少数県等での指導医としての勤務経験も管理者要件の対象とすること。

○ 保険医制度において一定期間保険医を経験する年数を設定するなど規制的な方策について検討すること。また、都道府県間の医師派遣調整に国が関与するなど、実効性のある制度を検討すること。

- 臨床研修広域連携型プログラムについて、研修医を受け入れる病院において生じる負担に対して支援を行うこと。
- 専攻医募集定員に係るシーリングについて、激変緩和措置により大都市部の募集定員が固定化されるなど、医師の偏在是正を図る上で不十分であるため、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県・各診療科の必要な医師養成数を定め、厳格に実施すること。
- より一層の対応が必要な診療科の医師のインセンティブを高める方策として、ドクターフィー（医師への個別手当）の設定を検討すること。
- 総合診療は、高齢者の割合が高い地方部でこそ必要とされており、中堅以降医師等のリカレント教育は、医師少数県等の地方部において実施される仕組みを検討すること。また、その際、地方部でのリカレント教育に派遣する都市部の病院や、派遣される医師本人へのインセンティブを併せて検討すること。
- 総合的な診療能力等に係るリカレント教育を希望するような医師に対し、医師少数区域等での勤務を促す仕組みづくりを進めるとともに、人材派遣会社等を経由せずに医師少数区域における勤務を実現できるようなマッチング機能の構築を検討すること。
- 経済的なインセンティブについて、「重点的な支援区域」に限らず、医師少数区域での勤務意欲につながる真に実効性の高い方策を検討すること。

- 新たに選定する「重点的な支援区域」など医師の確保が特に必要な地域に対して、地域医療介護総合確保基金の重点配分と補助率の嵩上げを検討すること。また、その実施に当たっては、地方の財政事情により偏在が助長されることのないよう、国が十分な財政的措置を講じ、地方に過度な財政負担を求めないこと。
- これらを検討するに当たっては、実効性ある対策となるよう、医療現場や医療関係者から十分に意見を聴いた上で、対策パッケージを策定すること。